

○議長（井上光三君）

続いて、通告8番 7番 成田守君の一般質問を行います。

7番 成田守君。

○7番議員（成田守君）

7番成田です。よろしくお願いをします。それでは、最初にですね、耕作放棄地について本町においてはどのような状態になってるのか、教えてをいただければありがたいと思います。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀君。

○産業建設課長（依田正紀君）

成田議員の耕作放棄地の現状についての質問にお答えします。本町の耕作放棄地の現状につきましては、全農地面積732haのうち353haが耕作放棄地であり、率といたしましては48.22%となります。

また、耕作放棄地の内訳といたしましては、多年生草類の抜根や客土など、機械を使って整備をすれば農地として再利用が可能な農地が約19ha、既に森林の様相を呈するなど、機械を使って整備をしても農地としての復元は困難な農地が約334haあります。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7番議員（成田守君）

すいません。それでは、この放棄地をですね、どのように利用するか、という問題点はあるのかないのか。今後の対策は、どのように考えているのかこれを伺います。

○議長（井上光三君）

(2)で、よろしいですか。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7番議員（成田守君）

(2)で、よろしいです。

○議長（井上光三君）

産業建設課長 依田正紀君。

○産業建設課長（依田正紀君）

ただいまの問題点と今後の対策についてのご質問にお答えします。

耕作放棄地が増加する背景といたしましては、耕作者の高齢化に加え、若者の農業離れ等が考えられます。さらに、本町の場合にあつては、広大な果樹園や水田が広がる近隣市町とは異なり、狭小で勾配のある農地が散在しているため、販売農家や担い手が少なく、農地の集約化が進まないことも耕作放棄地が増加する要因と考えられます。

このような状況のなか、町といたしましては、耕作放棄地増加の抑制、また、解消に向けた取り組みとして、町単独補助事業・遊休農地有効活用事業の活用や、県・農地中間管理機構など関係機関との連携を図るなかで、新たな担い手の確保や新規就農者の育成を進め、耕作放棄地の解消に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○4番議員（成田守君）

はい、よくわかりました。

それでは次の項目に移ります。リニアの問題についてですが、この問題については井上議員の方からの説明もありまして、その点はよくわかりました。それですね、私はちょっとあの視点を変えて今、この地区の人たちの一番の問題点は自分たちの生活がどうなるのかということについて非常に大きな不安を持っています。それで、これは、町長にお願いできるかどうかわかりませんが、町長が直接ですね、この地区の住民の人たちにひざを交えて、今の状況とか今後の見通しを伝えてもらおう。そういうことができないのか。それを伺います。

○議長（井上光三君）

成田議員の通告の内容とちょっと離れていますので、通告の内容に沿った質問に変えて下さい。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○4番議員（成田守君）

はい、それだけです。私の方は補償問題だったんで。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

リニアで移転を余儀なくされる人たちへの対応というご質問にお答えをいたします。リニア中央新幹線はJR東海の事業でありますので、この町を通過いたします。そんなことでうちでもリニア対策担当を設けながら、対応しているところでありますが、今町のほうでも側道を整備するということがあります。リニアだけではあたらなかった家が、町が側道を整備することによって軒先が当たるといふ家も出てくると思います。そういうのは4軒ぐらいだと思いますけども。そういう人たちもこれらの方を含めて現在、JR東海で用地測量物件調査を実施しているということを伺っております。側道の設計案が概ね整いましたんで、今後、地区単位で説明会を開催し、その後も補償問題ですから大勢集めてもこれは仕方ないと思いますんで、地区単位の説明会を開催したのちに、補償問題は個別に対応して参りたいと考えております。以上です

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○4番議員（成田守君）

町長ありがとうございました。よくわかりました。それですね、次に本町における情報管理について、本町の情報管理の現状というのはどのようになっているのか。そこを伺いたしたいと思います。

議長（井上光三君）

政策秘書課長 秋山佳史君。

○政策秘書課長（秋山佳史君）

ただいまの成田議員の質問につきましては、公文書の情報管理につきましては、富士川町文書管理規程に基づきまして、適正な処理と管理を行っております。

また、データ化されました情報管理につきましては、富士川町情報セキュリティポリシーの規程に基づいた運用と併せて、各種セキュリティシステムの導入によりまして、厳重な管理を行っているところであります。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7番議員（成田守君）

よくわかりました。これで私の質問を終わります。

○議長（井上光三君）

7番 成田議員。（2）がまだ、質問されていませんので、（2）の質問をお願いします。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7番議員（成田守君）

ああ、そうですね、すいません。情報開示の基準というのはどのように定められているのか、それを教えてもらいたと思います。

○議長（井上光三君）

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは情報開示の基準のご質問にお答えさせていただきます。情報公開の詳細については、本町情報公開条例に定めており、開示請求することが出来る方は、町の区域内に住所を有する者、区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区域内に存する学校に在学する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者であり、開示請求に関しましては、開示請求書により必要事項を記載していただくこととなっております。

開示の内容につきましては、国、県の機関の指示により公にすることができないと認められる情報や、特定の個人を識別することができるもの、公にすることにより個人の権利利益を害するものなどがあります。

○議長（井上光三君）

7番 成田守君。

○7番議員（成田守君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

以上で、通告8番 7番 成田守君の一般質問を終わります。